

税に関するお知らせ

ID 538840405(減免等)
ID 976923869(変更点)

問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和8年度市・県民税、森林環境税の納税通知書を6月中旬に発送します

会社等から支払われる給与から天引きで納める方は、5月中旬に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。

市・県民税、森林環境税の減免等を受ける方は納付前に手続きを

市・県民税について、次の減免理由に該当する方は、納税通知書到達後、納付前に申請手続きをしてください(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません)。

対象

- ①6月30日現在、令和8年の合計所得金額が令和7年の合計所得金額に比べ2分の1以下に減少する見込みの方で、令和7年の総所得金額等が210万円以下の方
- ②生活保護を受給している方
- ③6カ月以上長期療養を要する方で、令和7年の合計所得金額が140万円以下の方
- ④1月2日以後に死亡した方のうち、令和7年の合計所得金額が210万円以下の方
- ⑤雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、同一生計配偶者または扶養親族があり、令和7年の合計所得金額が210万円以下の方
- ⑥震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた方
- ⑦障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親、被爆者などで、令和7年の合計所得金額が145万円以下の方
- ⑧障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、令和7年の合計所得金額が145万円以下の方
- ⑨勤労学生で、所得割を課されない方

申請期日

- ①に該当する方
7月30日(休)
- ②～⑥に該当する方
減免理由の発生の日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日
- ⑦～⑨に該当する方
6月30日(火)

申請場所 税務課市民税G

※該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なります。
※森林環境税についても、免除を受けられる場合があります。

令和8年度市・県民税の主な変更点

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が10万円引き上げられ、65万円(改正前55万円)となりました。給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります(給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません)。

扶養親族等の所得要件の改正

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられました。

控除の種類	所得要件等	所得要件等の金額 (給与収入のみの場合の収入金額)	
		改正前	改正後
配偶者控除、扶養控除	同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
ひとり親控除	ひとり親の「生計を一にする子」の総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円 (130万円)	85万円 (150万円)
雑損控除	雑損控除の適用認められる親族の総所得金額等	48万円 (103万円)	58万円 (123万円)
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費に算入する最低保障額	55万円	65万円

特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除が創設され、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(配偶者および青色事業専従者等を除く)で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に所得控除の適用を受けられます。控除額は、親族等の所得に応じて以下の額となります。

親族等の合計所得金額(給与収入のみの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下(123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下(185万円超 188万円以下)	3万円

住宅ローン控除の拡充の延長

子育て世帯等(19歳未満の扶養親族を有する世帯)または若者夫婦世帯(自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の世帯)が令和6年に入居した場合に借入限度額を上乗せする措置について、令和7年に入居した場合にも延長されました。

国土交通省ホームページ▶



津島市文化会館Instagram公式アカウント開設しました

問合せ 津島市文化会館 ☎24-1122

Instagramでフォローしていただくと、文化会館のイベント情報や空き情報などを確認いただけます。皆さんのフォローをお待ちしています。



Instagram公式アカウント

公益的な活動をしている団体を応援します

ID 410133552 問合せ 市民協働課市民協働G ☎55-9298

市内で公益的な活動をしている団体は、「津島市公益活動団体バンク」に登録ができます。

市民活動コーナー

登録するとできること

- ①市民活動情報誌「つし丸カフェ」での団体PR、メンバー募集
 - ②市ホームページへの団体情報登録、イベント周知
 - ③団体同士の交流の場への参加
 - ④市役所1階・生涯学習センター・ヨシヅヤ津島本店内にある「市民活動情報コーナー」(ラック)の利用
 - ⑤市役所2階「市民活動コーナー」の交流スペース(無料)、印刷機・ロッカーの利用(有料)
- 申込** 津島市公益活動団体バンク登録申請書(市ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、問い合わせ先へ。



情報公開・個人情報保護制度の実施状況

問合せ 総務デジタル課庶務G ☎55-9606

過去2年間の実施状況を公表します。

情報公開制度

皆さんと市との信頼関係を深めるため、行政情報を広く公開する制度です。

※請求により、市の保有する行政文書の開示を求めることができます。

実施機関	令和6年度	令和7年度
市長	55	38
議長	9	20
教育委員会	10	4
選挙管理委員会	1	1
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0
消防長	3	0
公営企業(上下水道部)	3	1
合計	81	65

実施状況	令和6年度	令和7年度	
請求件数	81	65	
処理状況	開示	44	37
	一部開示	31	12
	非開示	0	12
	不存在	1	0
	取下げ	5	4

審査請求	なし
------	----

個人情報保護制度

市が保有する個人情報を適正に取り扱い、市民の権利利益を保護するための制度です。

※個人情報の本人は、その取り扱いの状況を確認するため、自己情報の開示、訂正および利用停止を求めることができます。

実施機関	令和6年度	令和7年度
市長	42	53
議長	0	0
教育委員会	0	0
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
消防長	0	1
公営企業(上下水道部)	0	0
合計	42	54

実施状況	令和6年度	令和7年度	
請求件数	42	54	
処理状況	開示	33	40
	一部開示	5	11
	非開示	0	2
	不存在	4	0
	取下げ	0	1

訂正の請求	なし
利用停止の請求	
審査請求	

不登校・ひきこもり家族教室

問合せ あいち福祉振興会
☎74-2925

ご家族の不登校やひきこもりのことで悩んでいませんか?不登校やひきこもりのメカニズムを正しく理解し、より効果的なコミュニケーションや問題解決の技法を学ぶことができます。

日付・内容 右記のとおり
時間 午前10時30分～11時30分(全日程)
場所 あいちふくし振興会あま事務所(蟹江町)
対象 不登校・ひきこもりの方のご家族
定員 6家族(1家族2人まで)
参加費 無料
申込 開催日前日午後5時までに問い合わせ先へ。

日付	内容
6月20日(土)	ひきこもる人と共に生きていくために
7月11日(土)	問題行動の理解/暴力的行動の予防
8月1日(土)	家族自身の生活を豊かにする
8月22日(土)	安心できる関係づくり
9月12日(土)	ポジティブなコミュニケーションスキルの獲得
10月3日(土)	上手にほめて望ましい行動を増やす
10月24日(土)	先回りをやめ、望ましくない行動を減らす
11月14日(土)	相談機関の利用を上手に勧める

『つしま家事サポーター』養成講座を開催します!!

ID 148299788 問合せ 市社会福祉協議会生活支援コーディネーター ①☎23-5295 ②☎080-4730-6854

『つしま家事サポーター』とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、生活をサポートする有償ボランティアです。

対象者

- ・満18歳以上の方
- ・活動先(市内高齢者宅)へ通える方

活動内容

ごみ出し、買い物、掃除、洗濯など

活動手当

- ・生活支援1時間 600円
- ・ゴミ出し1回(10分程度) 100円

養成講座の日時・場所

日時 6月19日・26日(いずれも金曜日)
午前10時～正午

場所 総合保健福祉センター

申込期限

6月18日(木)まで

申込

問い合わせ先まで。

長寿教室

ID 753356710 問合せ 高齢介護課地域包括ケアG ☎55-9471

日時・場所・定員等 下表のとおり

対象 市内在住の65歳以上の方

受講料 無料

申込 6月1日(月)～12日(金)に電話または直接問い合わせ先へ(応募者多数の場合は、初めて参加する方、要介護認定をお持ちでない方を優先の後、抽選)。
※1人1教室のみ申し込み可。



教室名	開催日	開催時間	会場	講師	回数	定員
プール教室【初級】 ※流水プールでの水中運動 ※泳げなくても参加可	7月22日～10月7日 (毎週水曜日) ※8月12日、9月23日は休み	午後2時30分～3時10分	第二陽だまりの里(寺野町字好土)	ヒルズ陽だまり職員	10回	各5人
		午後3時15分～3時55分				
		午後4時～4時40分				
元気サンサン教室【初級】	7月6日～9月28日 (毎週月曜日) ※7月20日、8月10日、9月21日は休み	午前10時～11時	サンガーデンスポーツプラザ	サンガーデントレーナー	10回	30人
転倒予防教室【中級】	7月9日～9月17日 (毎週木曜日) ※8月13日は休み	午後1時30分～3時	生涯学習センター	公益社団法人愛知県柔道整復師会 津島市介護予防事業会	10回	40人

6 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	5日、7月3日 午前10時～正午	市役所 1階相談室	秘書広報課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	2、16日、7月7日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	2、9、23、30日、7月7日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	3、10、17、24日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益財団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
こども家庭相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	平日 午前8時30分～午後5時15分 週初の開所日 午後7時まで 第2土曜日 午前9時30分～午後4時	年金事務所	予約受付専用電話 予約日時は平日の時間帯のみ ☎0570-05-4890 ☎03-6631-7521
年金相談(要予約)	25日 午前10時～午後4時 予約開始は6月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	9日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	5、11日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	19日 午前10時30分～正午	東地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	3、4、10、11、17、18、24、25日、 7月1、2日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と 世帯 (外国人を含む)	総数………58,761人(-18)
	男………29,053人(-27)
	女………29,708人(+9)
	世帯数………27,769世帯(+34)
	5月1日現在、()は前月比
市内の 交通事故・ 犯罪 〔3月〕	事故発生件数……未確定(未確定)
	うち死亡者………未確定(未確定)
	犯罪発生件数………39件(97件)
	()は令和8年中の累計
市内の 火災	3月………2件(4件)
	()は令和8年中の累計
救急車の 出勤回数	3月………274件(897件)
	()は令和8年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和8年6月30日(火)

市民税・県民税・森林環境税…第1期 介護保険料…第3期
市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…6月分

市税の今後の納期

	7月	8月	9月
市民税・県民税・森林環境税	—	第2期	—
固定資産税・都市計画税	第2期	—	—
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期
軽自動車税	—	—	—

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)